

学校から水災害逃げ遅れゼロ社会をつくる

教員免許更新講習会を活用した水防災講座の取組について

静岡河川事務所 正会員 川上 哲広
共同執筆者 静岡河川事務所 非会員 杉村 亮

1. 静岡県における水防災の課題

日本では毎年のように記録的な豪雨や台風による大規模な水災害が発生し、全国各地で甚大な被害が発生している。

このような状況を踏まえ、国は平成27年に「水防災意識再構築ビジョン」を策定。平成29年には多様な関係者が連携して洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するために大規模氾濫減災協議会を設立し、「水防災意識社会の再構築」のための取組を推進している。

静岡河川事務所においては、平成30年度に国及び県、市町とで静岡地域と志太榛原地域にそれぞれ大規模氾濫減災協議会(以下、協議会)を設立した。協議会では「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生する」との考えのもと、社会全体で水災害に備える「水防災意識社会の再構築」を目指し、水害リスク情報の周知や平時からの啓発・訓練など様々な取組を行っている。

しかし昨年実施された静岡大学防災総合センターによる令和元年東日本台風時の危険度認知調査では、静岡県静岡市内において危険を認識していた人は回答者の約3割であった(図-1)。主な理由として、静岡県内の安倍川及び大井川の流域は河川改修工事のハード対策が進み、近年、大規模な河川氾濫も起きていないことから沿川の住民は堤防施設によって水害から自分たちは守られているため安全であると考え、それに加えて多数派同調バイアス等の防災心理が働き水災害を自分事としてとらえることが出来ていない人が多いからだと考える。さらに静岡県では災害というと地震のイメージが強く、防災というと地震防災が先行し、水防災への意識が希薄化してしまう。これが静岡県における水防災の課題である。

2. 静岡河川事務所の取組

静岡河川事務所では協議会目標の一つである「防災教育等を通じて、地域住民の防災意識向上を実現する」ためにソフト対策の取組に重点を置き、前述した課題解決のため、学校防災教育に注力している。

(1) 水防災教育教材の作成

学校での防災教育は出前講座のような単発的なものでなく、長期にわたり継続できる仕組みが求められる。そこで静岡河川事務所では平成29年度から平成31年度にかけて静岡大学の先生や学校教員を目指す大学生、小中学校の教員の方々の支援を受けて、教育現場のニーズと合

致して教員や子供たち双方にわかりやすく、なおかつ通常の授業時間内でも無理なく利用できる小学校・中学校授業用の水防災教育教材を作成した(図-2)。この教材を使用することで教員自らが水防災授業を実施できるようになり学校での継続的な水防災教育を実施することが可能となった。生徒や教員からは「映像がたくさんあってわかりやすく楽しかった」、「教材がわかりやすく子供たちに理解してもらえた」などの好評をいただいた(図-3)。

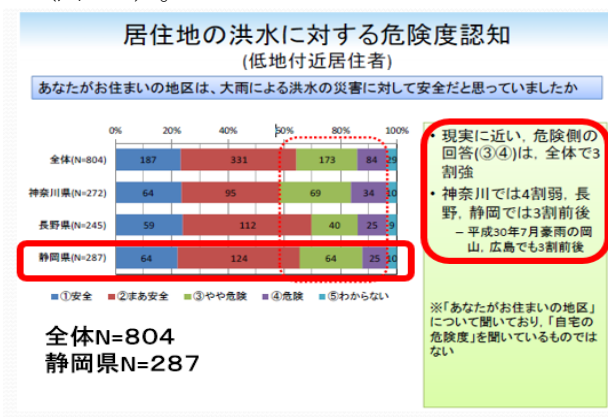


図-1 令和元年東日本台風時の危険度認知



図-2 水防災教育教材パッケージ



図-3 教材を用いた授業の様子

(2) 水防災教育教材の課題

しかし一方で「そもそも教員自身が水防災について学ぶ機会がなく、教材だけの表面的な知識だけになってしまふ」、「子供たちに教えるなら、まず教員も水防災について学ぶべきである」という課題もでた。その解決策として行政による教員への出前講座も検討したが、日程調整や忙しい教員の方々がまとまった時間を確保できない等の問題が生じた。

そこで教員がまとまった学習時間を確保でき、水防災を体系的に学習できる機会として教員免許更新講習会を活用した水防災講座を実施することとした。

3. 教員免許更新講習会を活用した水防災講座の取組

教員免許は10年の有効期限が付されており、免許を更新するために更新講習を受けなければならない。講習には必修科目と選択科目があり、選択科目に水防災講座（6時間）を新設して平成30年度から毎年7月に講座を実施している。講師は小学校・中学校授業用の水防災教育教材でご協力いただいた静岡大学や協議会構成員である気象台や県市町、静岡河川事務所の職員が務め、それぞれの業務分野に関する講座を行っている。

(1) 水防災講座について

講座新設には教員免許更新講習会認定大学である静岡大学にご協力いただいた。講座を新設する場合、講座新設のための事務手続きを要するが、静岡大学と連携することで教員免許更新講習会認定大学が実施する数ある講座の中の一つという扱いにして講座新設手続きを省略した。これによりスムーズに講座を実施することができた。

また講座会場は静岡県と連携して県庁を利用することとした。これは駅に近い県庁で講座を実施することで交通利便性をアピールして受講生を増やすためである。

そして講座資料は本講座で初めて水防災を学ぶ教員の方が多いと考え、水防災について学ぶハードルを下げるために文章中心ではなく画像や事例を中心とし視覚的に理解してもらえるようにした。

さらにスマートフォンでも閲覧できる講座専用HPも作成した。このHPには当日の講座資料や講座内で実施したグループワークの成果品、水防災について参考となるインターネットサイトをまとめており、講座の振り返りを行いやすくするとともに講座で学んだ知識を他教員と共有できるようにした。

講座の内容は、県内の気象特性や県内の水害リスクと治水対策、防災情報の収集方法などを講座に盛り込み、最後にワークショップを実施することで、講座で得た知識の理解を深めてもらう構成とした。教育現場へのフィードバックが可能で、授業や教員の研修等を利用して生徒や他教員とも共有でき、自発的に学べることを意識した構成とした。昨年度の講座は小中学校教員・養護教員約30名を対象に、令和元年7月25日に静岡県庁で実施した（図-4）。

(2) 水防災講座を開催して

今回の講座では「学校防災教育で困った際にどこの機関に相談すれば良いか分かった」、「基礎知識を得ることで授業展開が明確になり、子供たちへ説明しやすくなった」、「教科の授業にも生かせる箇所があったので防災の重要性を関連づけて授業をしたい」等の感想を受講者から得られた。教員免許更新講習会を活用した水防災講座は教員の方々の水防災知識の取得に寄与するものとなったと考える。

また一方で「水防災教育を進めていく上で教員の負担軽減となる仕組みがあったら良い」などの意見もいただき、学校防災教育を推進していく上で新たな課題も発見できた。

4. 今後の取組

協議会では教員免許更新講習会で多くの教員に水防災講座を選択してもらえよう学校連絡会等の場を利用して水防災教育教材の紹介とあわせて教育関係者への周知を継続し、質の高い学校での水防災教育を子供たちに届けられるよう今後も引き続き教員免許更新講習会を活用して教員の水防災知識向上のためのサポートを行っている。

また水防災授業を学校で積極的に行える環境を整える取組として、教員の方々の水防災授業の負担を軽減するために教員を目指す大学生を学校に派遣し、教員のサポート役として授業支援を行う新たな仕組み作りも静岡大学と検討中である。

本取組や現在検討している新たな取組は、行政機関だけでなく地域の教育機関など多くの方々との連携が必要になる。このような垣根を越えた連携の積み重ねが防災に強い地域を形成すると考える。静岡河川事務所ではこれからも地域と協働した学校防災教育を推進していく。



図-4 教員免許更新講習会の様子